

地方税における QR コード規格に係る検討会（令和 3 年度第 2 回） 議事概要

- 1 日時：令和 3 年 5 月 27 日（木）13：30～14：44
- 2 場所：オンライン開催
- 3 議題
 - ・地方税における QR コードの統一規格について
- 4 資料
 - ・資料 1 令和 3 年度第 1 回検討会における主な意見
 - ・資料 2 地方税における QR コードの規格について
- 5 議事概要

事務局より、資料 1、2 について説明を行い、その後、意見交換を行った。

○構成員、●事務局

- ・地方税用 QR コード活用の対象範囲
- 件数の大部分を占める当初課税分は必須と考えているが、それ以外の随時発行する再発行納付書・督促状等は任意との理解でよいか。
- 再発行納付書、まとめ納付書、督促状にまで QR コードを付すとなると、改修規模が大きくなり、そこも含めるとなると難しい面がある。現在、予算の要求準備を始めており、再発行分は任意にする等といった取扱いの方向性は、いつ頃示してもらえるのか。
- 法人 2 税も更正・決定したものは金額が確定する。申告税目でも、税額が確定しているものについては、QR コードを付せば良いと思っている。
- 資料 2 の 2 頁に記載のとおり、随時課税分等については、システム改修の負担が大きいとの意見がある。頂いた意見も踏まえて、最終的な結論を考えたい。
- 各地方団体の予算については、令和 4 年度の予算要求のために、今秋までには概ね方向性が見えている必要がある認識である。本年 4 月末には、地方税共同機構から、見積参考資料を提示したと聞いているが、今後これが更新され、そのなかでお示していくことになる。

・納付書のレイアウト変更について

- 納付書のレイアウト変更に伴い、各金融機関に対してレイアウト変更の承認を取ることになると思うが、自治体および金融機関双方にとって申請・承認はかなりの事務負担になると思われる。
- レイアウト変更に関する申請・承認手続きの件は、簡素化ができるのかを含めて、どういったやり方が可能かご相談させていただきたい。

・MPN 収納について

- QR コードをすべての税目の納付書に付すことを考えている。そうした場合、いま、MPN 収納に関して、別途で既存の契約をして収納しているものがあるが、そちらのルートからの情報伝達は無くなるという認識で良いか。
- OCR 行については、これまでどおり、銀行 ATM 等で読み込み、既存の MPN のルートで収納することも想定されるが、数については、一定程度減ることが想定されるため、今後の取扱いをどうするかについては、個別の自治体の考え方によることになるものと考ええる。

・スマホ操作における QR コードの活用について

- スマホ操作で納税する手段について、今後、どのような Pay アプリ・電子マネーで使えるようになるのか。
- スマホ納税について、どのような事業者が対象となるかは、今後、契約を進めていく中で、決まっていく事項と考えている。できるだけ、納税者の利便性が高まる方向で検討したい。

・納税済通知書について

- 現在、納付済通知書（済通）は、収納した後に自治体に現物を回付しているが、今後、QR コード収納分はこの現物の回付が不要となるという解釈で良いか。また、その場合、済通はどのくらいの期間、金融機関側で保管しておけば良いか。
- 済通の回付については、基本的な考え方としては、これまで済通として紙で送られてきた情報が、eLTAX を経由して電子的に送られるため、自治体への済通の回付は不要にすることもできるのではないかと考えている。金融機関における保管の期間等は、自治体への影響、金融機関における負担感も聞きつつ考えていきたい。また、本件は、税だけの話ではない可能性もあり、関係機関との調整が必要ではないかと考えている。

・手数料について

- QR コードを付さない納付書に関する金融機関窓口における取扱手数料について、改定があるとしたら、どの程度か。また、その時期は令和 5 年の QR コード導入時からか。

- 窓口収納の取扱手数料については、基本的には各自治体と個別金融機関の契約の話と承知している。QR コードを導入した場合も、あくまで個別の協議の中で決まってくるものと理解している。
- 今回、金融機関において設備投資・システム開発の費用をかけることになり、これを無償でやることは考えにくい。一件当たりいくらという手数料について今後検討してほしい。
- QR コードを活用した納付が行われた際、手数料は地方税共同機構に支払い、そこから各金融機関に分配されるということによいか。
- 共通納税の手数料については、今後の検討課題の一つとして認識している。現時点において、現行の地方税共同機構がとりまとめる支払方式を前提に考えていくこととしているが、具体的な数字を持っているものではない。指摘も踏まえて検討させていただく。

・財政措置について

- 交付税等の財政措置について、改修規模に応じてなのか、人口に応じてなのか、全国一律同額なのか。
- 確定的なことは申しあげられないが、例えば、令和3年度は、軽自動車税関係手続きのオンライン化について、普通交付税措置を講じた。これは、普通交付税の単位費用の中で措置をしており、団体の規模に応じた標準的な額が、交付団体に財政措置されている。こうした今年度の例も参考に、今後、財政措置を要求していきたい。

(以上)